**「養殖場における魚病診断等に協力できる獣医師」の募集要項**

農林水産省では、養殖場における魚病診療等に対応する獣医師のリスト作成を行うため、当該リストに掲載する獣医師（以下「リスト獣医師」という。）を下記のとおり募集いたします。

記

**活動内容**

　養殖魚の病原体検査や魚病診断、原因菌の薬剤感受性試験、薬剤投与のための処方、ワクチン接種等の実施、飼養・衛生管理等の魚病対策に関する助言

**募集要件**

（１）水産動物を対象とする診療経験のある獣医師又は経験は無いが獣医師としての専門性を生かし、今後養殖場における魚病診療に協力する意欲のある獣医師

（２）都道府県（水産防疫担当部署及び水産試験場等）と協力して対応できる方

・都道府県の管轄する水域内に施設を有する養殖業者への対応、診断内容、指示書等の当該水産試験場への提供に了解される方

・都道府県が開催する地域の魚病対策研修や説明会等へ積極的に参加される方

（３）提出いただいた連絡先、対応内容等について都道府県及び養殖業者への提供を了解する方

**応募方法**

リスト獣医師応募用紙に必要事項を記入の上、電子メール又は郵送にて以下の宛先までご応募ください。

消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室

〒100-8950　東京都千代田区霞が関1-2-1

FAX:03-3502-8275

E-mail：suisan\_boueki@maff.go.jp

**リスト記載事項**

リスト獣医師応募用紙の各項目について、ご記入ください。当該項目は、リストに記載される情報となります。

**リストの活用**

応募用紙に記載いただいた内容を都道府県に共有し、獣医師による診療が必要とされた場合に、基本的には水産試験場等から診療の連絡を行います。

**※その他注意事項**

申し込みの際に記入いただいた事項に変更がありましたら、速やかに事務局まで連絡してください。また、獣医師としての品位を損ずるような行為をしたときなど獣医師法第８条第２項に該当する場合、都道府県との連携に協力いただけない事案が生じた場合等には、リストから外させていただくこともあります。

**募集期間**

　随時

**リストの共有開始日**

リストを共有できる体制が整い次第、各都道府県にリストを共有します。